

別表第十 雑音の強さ

別表第十二に掲げる基準のうち配線器具（延長コードセットを除く）、小形交流電動機（かご形三相誘導電動機を除く）、電熱器具、電動力応用機械器具、光源及び光源応用機械器具（白熱電球を除く）、電子応用機械器具、交流用電気機械器具並びに携帯発電機の雑音の強さに該当する基準を適用するものとする。